

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和元年10月14日 06時45分ごろ
発生場所	高知県高知港南方沖 高知灯台から真方位135° 3.2海里付近 （概位 北緯33° 27.5′ 東経133° 37.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{しんせい スリー} 新生丸Ⅲは、航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 新生丸Ⅲ、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	282-17287高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操縦席で操船しながら航行中、舵輪を回して右舵としようとしたものの、舵輪を回す負荷が急に軽くなったので状況を確認したところ、船外機の向きが舵輪に追従していないことを知り、修理が困難と判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視船の搭載艇によりえい航され、後日、機関整備会社が点検を行い、船外機を保持している架台の一部（スイベルケース）が腐食して破損し、舵輪からの指示（舵角）を船外機に伝える油圧装置が船外機の向きを制御できなくなっていたことが判明した。</p>
分析	本船は、航行中、船外機を保持する架台の一部が腐食して破損したことに気付かず航行を続けたことから、舵輪からの指示を船外機に伝える油圧装置が船外機の向きを制御できなくなり、転針できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船外機を保持する架台の一部が腐食して破損したことに気付かず航行を続けたため、舵輪からの指示を船外機に伝える油圧装置が船外機の向きを制御できなくなり、転針できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船舶所有者または機関整備者は、定期的に船外機の保持架台を分

	<p>解して、塗油や塗装を行って腐食を防止すること。また、保持架台の主要部に激しい腐食を認めた場合には部品を交換すること。</p>
--	---